

一般社団法人日本木材学会年次大会優秀ポスター賞授与規程

一般社団法人日本木材学会年次大会における受賞に関して次のように定める。

1. 年次大会に、研究奨励とポスター発表の活性化を目的として「日本木材学会年次大会優秀ポスター賞」を設ける。
2. 本賞は年次大会におけるポスター発表の中から特に優秀な発表に対して授与する。
3. 本賞の選考は年次大会運営委員会内に設置した優秀ポスター賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）で行う。選考委員会の委員長は年次大会運営委員長とする。
4. 会長は、受賞者を表彰して賞状を贈るほか、学会誌および本会ホームページで報告する。受賞者の発表および授与式は年次大会の期間中に行う。

5. 賞の授与に要する費用は、年次大会の経費をもって充てる。
6. 授与内規および選考方針については、プログラム委員会及び常任理事会が、合議の上、別に定める。

付則

この規程は、2007年8月7日より実施し、第57回日本木材学会大会より適用する。

付則（2007年10月20日改正）

この規程は、2007年10月20日より実施し、第58回日本木材学会大会より適用する。

付則（2010年7月10日改正）

この規程は、2010年7月10日より実施し、第61回日本木材学会大会より適用する。